

休眠預金等活用における実行団体としての規則

第1条 (定義)

この規則において用いる用語の意味は、以下のとおりとする。

1. 「休眠預金等活用法」とは、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）を指す。
2. 「実行団体」とは、休眠預金等活用法第19条第2項第3号イで定義される団体を指す。
3. 「資金分配団体」とは、休眠預金等活用法第19条第2項第3号ロで定義される団体を指す。
4. 「指定活用団体」とは、休眠預金等活用法第20条で定義される団体を指す。
5. 「本事業」とは、当社が実行団体として実施する事業を指す。
6. 「本事業担当者」とは、本事業担当部署に所属する当社の役職員のうち、本事業に従事する者を指す。
7. 「本事業部長」とは、本事業担当部署の責任者となる当社の役職員を指す。

「当社の役職員」とは、当社の役員及び社員・臨時雇・契約社員・業務委託契約者を含むすべての従業員を指す。

第2条 (目的)

本規則は、当社が本事業を的確かつ公正に実施するために必要となる業務上の規律を定め、既存の定款及び規則で網羅されない範囲を規定することを目的とする。本規則は、当社が本事業を実施する期間、適用される。

第3条 (適用範囲)

本規則は、当社の役職員に適用される。

第4条 (株主総会の運営に関する規程)

株主総会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する取締役を除いた上で行う。

第5条 (取締役会の構成)

当社は取締役会の構成にあたり、以下の条件で構成する。

1. 各取締役について、当該取締役及びその配偶者又は3親等内の親族等である取締役の合計数が、取締役の総数の3分の1を超えないこと
2. 他の同一の団体の取締役である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある取締役の合計数が、取締役の総数の3分の1を超えないこと

第6条 (取締役会の決議)

当社は、本事業にかかる取締役会の決議にあたり、当該決議について特別の利害関係を有する取締役を除いた上で行う。

当社が、当社の役職員またはその近親者が支配する法人等と取引を行う場合は、あらかじめ取締役会の承認を得なければならない。また、当該取引は市場価格等に照らし妥当な条件でなければならない。

第7条 (役員の報酬等)

本事業における役員報酬は、役員報酬規定に基づき、職務の内容、当社の財務状況、及び社会情勢を勘案し、不当に高額にならない範囲で決定する。その支給基準は公表するものとする。

第8条 (報酬等の支給方法)

役員等に対する報酬等の支給基準については、次のとおりとする。

- (1) 役員等に対する報酬等は、月例報酬とする。
- (2) 報酬額の算定方法は、第7条で定めたとおりとする。
- (3) 支給日は当月の25日（その日がこの法人の休日に当るときはその前日、以下順次繰り上げ）とし、当該役員等の指定する銀行の口座への振り込みによって行う。
- (4) 支払いは、日本国通貨で行う。

第9条 (情報公開)

当社は、以下のルールに基づき必要な情報公開を行う。ただし、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮を行う。

1. 当社の定款について、正当な理由を有する者に対し、その閲覧ないしはその一部を謄写させるものとする。
2. 本事業の事業計画、資金計画、事業報告、監事の監査報告書について、資金分配団体または指定活用団体を通じて公開する。
3. 株主総会、取締役会の議事録のうち、本事業に関わる箇所について、正当な理由を有する者に対し、その閲覧ないしはその一部を謄写させるものとする。

第10条 (私的利息追求の禁止)

当社の役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用しない。

第11条 (情報開示及び説明責任)

当社は、本事業の活動に関する透明性を確保するため、本事業にかかる活動状況、運営内容、関係資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努める。

第12条 (個人情報の保護)

当社は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮する。

以上